

第4期第6回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録

第4期第6回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録

1 日時	平成 28 年 7 月 22 日 (金) 午後6時～午後7時40分
2 場所	練馬区役所本庁舎 5階庁議室
3 出席者	<p>(委員 17名)</p> <p>宮崎牧子委員長、吉賀成子委員、豊哲男委員、中村正文委員、飯塚裕子委員、江幡真史委員、大泉小百合委員、瓦井徹委員、寺本仁委員、植村光雄委員、芹澤考子委員、美玉典子委員、堀洋子委員、加藤均委員、鶴浦乃里子委員、青木伸吾委員、里見茂郎委員</p> <p>(事務局5名)</p> <p>高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長</p>
4 傍聴者	7名
5 議題	<p>○ 練馬区地域包括支援センター運営協議会</p> <p>1 平成 28 年度練馬区地域包括支援センター事業計画について …資料 1</p> <p>2 区政改革について …資料 2</p> <p>3 地域包括支援センターの運営体制について …資料 3</p> <p>○ 練馬区地域密着型サービス運営委員会</p> <p>1 指定地域密着型サービス基準条例の改正について …資料 4</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者等の指定について …資料 5</p> <p>3 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について …資料 6</p> <p>○ その他</p> <p>1 介護保険状況報告 (平成 28 年 6 月末現在) …資料 7</p>
6 配付資料	<p>(資料 1) 平成 28 年度練馬区地域包括支援センター事業計画について</p> <p>(別紙 1-1) 練馬区地域包括支援センター 事業計画</p> <p>(別紙 1-2) 光が丘地域包括支援センター 事業計画</p> <p>(別紙 1-3) 石神井地域包括支援センター 事業計画</p> <p>(別紙 1-4) 大泉地域包括支援センター 事業計画</p> <p>(資料 2) (仮称) 区政改革計画【素案】</p> <p>(資料 3) 地域包括支援センターの運営体制について</p> <p>(資料 4) 練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例の改正について</p> <p>(資料 5) 指定地域密着型サービス事業者等の指定について</p> <p>(資料 6) 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について</p> <p>(資料 7) 介護保険状況報告 (平成 28 年 6 月末現在)</p>

7 所管課	<p>(地域包括支援センター運営協議会) 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 TEL : 03 - 5984 - 2774(直通) Eメール : KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会) 高齢施策担当部 介護保険課 事業者係 TEL : 03 - 5984 - 4589(直通) Eメール : KAIG002@city.nerima.tokyo.jp</p>
-------	--

第4期第6回

練馬区地域包括支援センター運営協議会 練馬区地域密着型サービス運営委員会

(平成28年7月22日(金):午後6時00分～午後7時40分)

○委員長

これより第4期第6回練馬区地域包括支援センター運営協議会および練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。

最初に事務局から、本日の資料および出席委員、傍聴者の人数の報告をお願いします。

○事務局

ただいまの出席委員は17名で、田中委員より欠席のご連絡をいただいている。傍聴者は7名である。

【配布資料の確認】

○委員長

委員の変更があったので、事務局より紹介をお願いします。

【委員紹介】

○委員長

次第に沿って議事を進めていく。

では、地域包括支援センター運営協議会を開催する。

案件1、「平成28年度練馬区地域包括支援センター事業計画」について、資料1の説明を高齢者支援課長をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料1の説明】

○委員長

それでは、ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見があればお願いします。

○委員

大変多忙な中、各地域包括支援センターの仕事ぶりには心から敬意を払っており、事業者としても、ご協力・ご支援をいただいている。しかし、利用者の中にはそれぞれの支所・地域の圏域をまたいで生活しているのが実態である。地域包括支援センター同士での連携・情報共有の状況は、現在どのようにご尽力されているのか、お教えいただきたい。

○高齢者支援課長

今ご指摘いただいたように、圏域を越えて連携を取らなければならないケースもある。この場合、必要に応じて支所間で連携を取っていただいている。また、月1回本所支所連絡会を開催しており、そこでも情報共有を行っている。

○委員

さまざまな民間団体や有志団体を含め、ここ数年盛んにイベントなどが行われており、各事業計画からはそういったものに対する支援や協力があるように読み取れる。今後、そのようなイベントや教室などを、利用者や事業者が一元的に見られるよう情報を集め発信する仕組みや、本所同士が情報を共有できる連携のあり方など模索していただきたい。

○高齢者支援課長

民間団体の話をいただいたが、区としても、区民参加、区民との協働が非常に重要であるということで、区政改革を進めている。

今のご意見はそれと関連性があるように思う。情報の共有化は今後の検討課題とさせていただく。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

昨年の11月ごろ中間の事業評価をいただき、そこで課題になったことを、今回適切に盛り込んでいただいたことについてコメントさせていただく。

前回、事業計画については、本所4か所それぞれフォーマットに少々ばらつきがあった。今回、事務局には前回のことを踏まえ、事業計画の枠組み、項目設定、最も重要なスケジュールが入った事業計画のフォーマットを作成していただいた。それにより、本所ごとに課題認識にのっとった計画をつくり、大変具体的でわかりやすくなったことについて、お礼を申し上げたい。

また、新年度においては、情報の共有はしっかり行っていただいていると思う。今後もそれを踏まえて事業計画を遂行していただき、着実に区民へのサービスが向上していただけるものと期待している。

○高齢者支援課長

昨年来、そういったご意見をいただきながら、改善を進めている。引き続き、この場でいただいたご意見を踏まえながら改善に努める。

○委員長

そのほか、いかがか。

(なし)

○委員長

案件 2 「区政改革について」、案件 3 「地域包括支援センターの運営体制について」資料 2、資料 3 の説明を高年齢支援課長に願います。

○高年齢支援課長

【資料 2、資料 3 の説明】

○委員長

案件 2 と案件 3 にかかわる資料 2、資料 3 のご説明をいただいた。
これらの説明に対し、ご質問、ご意見があれば願います。

○委員

今ご説明いただいたことへの確認をさせていただきたい。

資料 3 の「地域包括支援センターの運営体制について」というこの資料をもとに、この委員会等でそれぞれのイメージする運営体制の課題や方向性などを検討していくということか。

それとも、一定以上できあがっている中で、重ねてつけ加えていくということか。あるいは今いただいているものが、ほぼできあがったものということか。

○高年齢者支援課長

今回示させていただいたものを基にご意見をいただき、これをたたき台として進めていく。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

確認と意見になるが、コメントさせていただく。

まず、資料 2 の 7 頁「現状の高年齢化の進展」の中の数字であるが、10 年後は 1.4 倍の 632 億円という大変な金額になる。これは、人数想定または単価というのか、もしくは物価水準か、どのような前提でこのような数字になっているのか、確認したい。

いずれにしても大きな金額なので、これを抑えるためには介護予防が大切である。

その介護予防について、今後の地域包括支援センターの目指す方向性について記載した、資料 3 の 8 頁③には、「介護予防・自立支援の強化」とある。また、区政改革計画について記載した、資料 2 の 19 頁、取組 7 (1) には、「介護予

防活動に取り組むきっかけづくりを進めます」などとある。

おそらく地域包括支援センターだけで介護予防の取組を行っているのではないと思うが、区全体の介護予防の取組と、地域包括支援センターの介護予防の取組の関係・位置づけはどうなっているのか。介護予防は重要なことだが、全体像は見えているのか。

区の方針にコメントするのは恐縮だが、介護予防は、社会保障費を圧縮するということにつながらなければならないが、「きっかけづくり」ではトーンが弱い印象を受ける。介護予防全体の取組にどのような組織・プレイヤーが関わっているのか、それらの関係と、具体的にどう介護予防に取り組むのか。

目標値があって、その数字をキーとしてコントロールしていくということであれば、やったことが結果として社会保障費の抑制につながると思う。

難易度が高いことを申し上げているかもしれないので、可能な範囲でご回答いただきたい。

○介護保険課長

委員からご指摘いただいた、資料3の7ページの「介護保険給付費の推移」は、これまでの推移を踏まえた上での暫定的な推計の資料である。

今後、第7期計画に向け、給付費のあり方については、さまざまな調査を踏まえてより正確で精緻な指標づくり、推計をしていく。

今現在、このような形での推計ということで、本日は回答させていただく。

○高齢者支援課長

介護予防について、区と地域包括支援センターの関係についてお話させていただく。地域包括支援センターは、本来業務として介護予防ケアマネジメントを行っている。センターは、介護予防ケアマネジメントをもとに、利用者一人ひとりに適した介護予防体制を整える役割を担っている。

一方、区は、高齢者全体を対象とした一般的な介護予防の取組を行っている

○高齢社会対策課長

介護予防の関係だが、「きっかけづくりを進めます」では若干そのトーンが弱いというご意見をいただいた。介護予防の調査を行ったところ、「意識的に取り組んでいる」という方が約6.5万人いる。そのほかの5.5万人の中で、「取組はしたいけれども、まだやれない」という方が2.7万人ほどいるだろうという推計が出ている。

これまで通り、さまざまな事業を行っていくと同時に、そういったきっかけづくりの場を設けて、より介護予防を広めていきたいという意味で、区政改革の中ではこのように記載させていただいた。

目標値などについては、今後進めていくにあたって、ある程度目標というものも必要になってくる。どのような目標を立てるかということは今後の検討課題とさせていただく。

○委員長

そのほか、いかがか。

○高齢施策担当部長

補足させていただく。給付費の伸びと介護予防の関係ということについて、私どもとしては、地域包括ケアシステムをつくっていかねばいけない、あわせて、介護保険の持続可能性を確保していくためには、介護予防というのは一つ中心になってくるだろうと考えている。

また、地域での支え合いをいかに広げていくか、根差していくかも、あわせて重要なポイントだと考える。

介護予防は、これまで筋力トレーニングなどが中心であったが、それに加えてより社会参加を促し、生活に張りをもたせるということが非常に重要であるということが分かってきており、そうした場づくりをこれから積極的に進めていく必要があると考える。

先ほど委員からお話いただいたように、地域によってはさまざまな団体の方々が活動されており、介護予防につながる活動をされている個人や団体の方が数多くいる。そうしたところに、まだ介護予防に取り組んでいない高齢者をいかにつないでいくかがこれから求められる。そういった団体と高齢者をつなぐハブ的な機能も、本来的には地域包括支援センターに求められていることである。抜本的にこの複雑化した仕組みを見直し、今後の高齢化に向けて機能を見直していきたい。

これから、さまざまなご意見を伺いながら、たたき台になる案を示していきたいので、よろしく願います。

○委員

介護給付費の抑制というお話があった。特に30年度の改定という中では、いわゆる軽度者の方からなるべく介護保険給付を外していくという動きもある。このような中で、区としてケアマネジャーや介護事業所に求めるものがあれば、お伺いしたい。

○高齢者支援課長

現在、国の社会保障審議会などでこのような軽度者に関する話が出ている。

我々としても、そういった国の動向を見ながら検討させていただき、その内容も踏まえて、第7期計画の施策にも反映させながらやっていく。現段階で、このように行うという話はない。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

19 頁に、「介護予防活動に取り組むきっかけづくりを進めます」とあるのだが、これについても地域包括支援センターで行っていくのか。

先ほどのお話だと、これからも地域包括支援センターで介護予防を取組んでいくとのことだが、それについてもう一度お話いただきたい。

○高齢施策担当部長

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関であり、医療・介護・予防・住まい・生活支援の地域包括ケアを構成する項目のそれぞれに関わっている。

一方で、介護予防事業そのものは、介護保険運営協議会という別の附属機関があり、そちらの方で詳しく議論していただくことになる。委員の皆様には地域包括支援センターを軸に、それぞれの施策について言及されるのはもちろん結構なので、ご検討いただきたい。

○委員長

委員、よろしいか。

○委員

それは理解しているが、地域包括支援センターでの介護予防活動は行うのか、行わないのか。

○高齢者支援課長

地域包括支援センターにおいても、介護予防の活動には取組んでいる。

資料 2 の 19 頁に示したものは、もちろん地域包括支援センターが協力して行うものもあるが、そうではないものも含まれる。地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント業務や、介護予防に資する体制の整備、関係機関と連携して介護予防につなげるなどの活動を行っている。

○委員

地域包括支援センターの中の、今ある介護予防自立支援の強化について意見を伺いたいという話であった。しかし、当委員会とは別に介護予防の委員会を立ち上げて、そちらがメインになっているのだとすれば、我々としては、地域包括支援センターは何をすればいいのか程度の意見しか出せないと思うが、どうお考えか。

○高齢者支援課長

先に申し上げたのは、介護保険制度について議論する介護保険運営協議会というものである。当委員会は、地域包括支援センターの公正、中立な運営のご教示をいただく場であるため、そこが軸となる。

一方、地域包括支援センターが行う業務には、介護予防の業務がある。あくまで地域包括支援センターが軸になってしまうが、その業務の一環として介護予防についてもご意見をいただきたいと考える。

○委員

要支援状態になったらもう介護の域に入ってしまう、費用もかかる。そのため、介護になる前の、体力が落ちないようにするための運動や生活支援が重要である。そうすると介護予防ではなく、その一つ前の健康長寿、元気に過ごすための運動や集まりが活動の中心になっていく必要があり、地域包括支援センターに求められているものであると考えるが、いかがか。

○高齢者支援課長

おっしゃる通り、そういった介護予防、健康長寿などさまざまな言葉があるが、高齢者の方に元気に過ごしていただくのが第一である。

地域包括支援センターは、そういった取組を支える機関である。介護予防ケアマネジメント業務では、生活支援サービスなどもご紹介させていただいている。軽度化を図り、元気に過ごしていただくことで社会資源につなげていくという取組もあるため、その役割を引き続き果たしていく。

○委員

さまざまな意見が出て、相当煮詰める必要がある。地域の社会資質などの問題があるため、十分に議論していただき、良い方向にまとめていただきたい。

○委員

要支援の方たちが多くいらっしゃると思うが、要支援の方に対してのサービスがどんどん切られてくように感じる。介護の方に費用がかかるためだが、特に要支援の方への支援、介護予防策といったものも充実させるよう考えていかなければ、将来的に難しいのではないかと考えるが、いかがか。

○高齢社会対策課長

要支援の方のサービスということで、昨年度から区でも総合事業として要支援の方へのサービスを実施している。

その中で、いかに自立支援に向けて取組んでいくか。どういったサービスでケアマネジメントをして自立支援につなげていくか。それを今後の大きな課題と考えており、さまざまな事業を総合事業の中で実施しながら自立につなげていく。こういったものを区としても引き続き重点的に取組んでいきたい。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

今後のこの会議の枠組みについて2点要望がある、

まず1点目は、この会議体で「全対象型地域包括ケアシステム」について議論していただきたいということである。これは、高齢者に限らず、障害、児童など支援を必要としている人たちが地域単位で支えていく仕組みであり、すでに一部の市区町村で取組が始まっている。

2点目は、介護保険給付や医療費、医療体制も含めた議論もこの会議体でしていただきたいということである。先日我々の研究所で練馬区の介護保険給付の実態について調査した際、圧倒的に療養型の病床が少ないと感じた。本来療養型の病床に行くべき人たちが、介護事業所でその生活が支えられているのであろうと推測される。

もちろん、介護保険給付については介護保険運営協議会の中で精査されるどころかと理解しているが、こちらの会議体でも検討いただきたい。

○高齢者支援課長

1点目について、高齢という枠組みを超えた地域のお付き合いというお話をいただいた。これについては、国も議論を進めているところであり、それをにらみながら考える必要がある。

医療についても、実際の区の状況などを把握しながら、考えていく必要がある。なお、区では4か所の地域包括支援センターが中心となって医療と介護の連携強化に取り組んでいる。

○委員長

そろそろ、この案件2と案件3については、よろしいか。

いずれにしても、本協議会で出された意見や要望などについては、行政の方で介護保険運営協議会やほかの委員会などにもつなげていき、さまざまな施策の中に反映していただきたい。

25年から30年という長い高齢期の中では、元気高齢者の状態から、90歳、100歳を迎えていくということになる。そういった流れの中で、行政がいろいろな施策の中に、本協議会で出された意見などを反映させていただければと思う。

委員の皆様も、この会議では、限られたことしか発言できないということではなく、地域で暮らしている中で感じられていることなど、ぜひ遠慮なくご発言いただきたい。

では、これで地域包括支援センター運営協議会を終了する。

続いて、地域密着型サービス運営委員会を開催する。

案件1、「地域密着型サービス基準条例の一部改正について」。資料4の説明を介護保険課長にお願いします。

○介護保険課長

【資料4の説明】

○委員長

ご質問、ご意見があればお願いします。

(なし)

○委員長

案件2、「指定地域密着型サービス事業者等の指定について」、資料5の説明を介護保険課長にお願いします。

○介護保険課長

【資料5の説明】

○委員長

ただいまの資料について、ご質問あるいはご意見があればお願いしたい。

(なし)

○委員長

続いて、案件3、「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」、資料6の説明を介護保険課長にお願いします。

○介護保険課長

【資料6の説明】

○委員長

ただいまの説明に対して、ご質問あるいはご意見があればお願いします。

(なし)

○委員長

これで地域密着型サービス運営委員会を終了する。

その他案件に移る。介護保険状況報告について、資料7の説明を介護保険課長にお願いします。

○介護保険課長

【資料7の説明】

○委員長

ただいまの資料について、ご質問、ご意見があればお願いします。

(なし)

○委員長

それでは、委員から報告が1件ある。ご報告をお願いします。

○委員

前回の当委員会の最後に、情報提供とお願いということで、私が東京大学院看護学部の学生たちと一緒に、コンビニエンスストアが地域の高齢者を支える実態の調査と、それにかかわる支援の方法を探るイベントを、5月22日に予定させていただき、ご協力とお誘いをさせていただきました。そのお礼とご報告に少々お時間をいただきたい。

おかげさまで、40名近くのコンビニエンスストアの定員の方々、フランチャイズチェーン協会の本部の方々、そして小規模多機能の事業所などの職員が集まりました。そこでは、さまざまな研究報告と、オレンジクロスゲームという、店員と客の会計時のやりとりについてのカードを使ったロールプレイング形式のグループワークを10時から12時までとり行った。屋澤課長、宮原課長にもお越しいただき、その様子をご覧いただいた。

9月にもコンビニエンスストアとともにそのような事例を集め、皆様と一緒に地域を支える一環として情報提供などもさせていただきたいと考えている。

○委員長

それでは最後に、事務局から次回の会議の日程などについて報告をお願いします。

○事務局

今回は、平成28年10月28日(金)午後6時から、会場は本日と同じ本庁舎5階庁議室を予定している。開催通知は、後日通知する。

○委員長

これにて、第4期第6回練馬区地域包括支援センター運営協議会および練馬区地域密着型サービス運営委員会を終了する。